



都道府県医師会 会長 殿

公益社団法人 日本医師会長
松 本 吉 郎
(公印省略)

「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の変更並びに「南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

中央防災会議の南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループにより、新たな被害想定並びに報告書が令和 7 年 3 月 31 日に公表され、それを受けて「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の変更並びに「南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定について、令和 7 年 7 月 1 日の中央防災会議で答申がなされ、同日変更にかかる通知が発出されましたのでお知らせいたします。変更後の推進基本計画本文、新旧対照表等については下記 URL よりご確認ください。

また「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の変更を受け、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定された地域内（今回、新たに 16 市町村が追加）では、指定行政機関、指定公共機関、推進地域内の都府県・市町村等が作成する「南海トラフ地震防災対策推進計画」、また医療機関・介護施設を含む不特定多数の者が出入りする施設等の管理者・運営者等が作成する「南海トラフ地震防災対策計画」については、新たに作成または見直しが必要となる場合がございます。（基本計画「第 5 章 南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項」並びに「第 6 章 南海トラフ地震防災対策計画の基本となるべき事項」参照）

つきましては、関係都道府県医師会においては本件ご了知の上、貴会管下郡市区医師会及び関係医療機関への周知方とともに、自治体の防災・危機管理部局や関係機関との連携体制構築にご高配賜りますようお願いいたします。

参考：内閣府 HP 南海トラフ地震防災対策

<https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/>

府政防第1045号
令和7年7月1日

各指定行政機関の長
各都府県知事
各指定公共機関の代表者

} あて

中央防災会議会長
(公印省略)

南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更について（通知）

南海トラフ地震防災対策推進基本計画を別添のとおり変更したので、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第4条第6項において準用する災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第34条第2項の規定に基づき、通知する。

南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更の概要

■南海トラフ地震防災対策推進基本計画（中央防災会議決定）

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する方針・施策等を定める計画。

南海トラフ巨大地震対策についての報告書（R7.3）を踏まえた主な変更

新たな被害想定

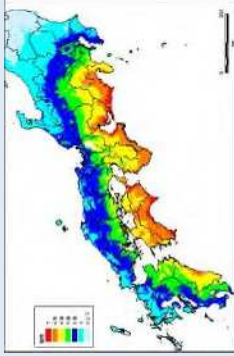
直接死

約17.7万人～ 約29.8万人
※（早期避難意識70%）（早期避難意識20%）
※地震動：陸側、津波ウェース①、冬・深夜、風速8m/s

災害関連死

約2.6万人～約5.2万人
※被災後の状況によっては更なる増加につながる恐れ

南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ報告書（令和7年3月31日報告書）（まとめ）



神奈川県から鹿児島県までの主に太平洋側の広い範囲で震度6弱以上が発生
震度6弱以上の市町村数 601市町村→600市町村

静岡県から宮崎県までの主に沿岸域の一部で震度7が発生
震度7の市町村数 143市町村→149市町村



福島県から沖縄県の太平洋側の広い範囲で高さ3m以上の津波が到達
高知県幡多郡黒潮町、土佐清水市で最大約34mの津波
静岡県静岡市、焼津市、和歌山県東牟婁郡太地町、東牟婁郡串本町で1m以上の津波が最短2分で到達
福島県から沖縄県の広い範囲で津波による

【全割れ全11ケースの最大包絡の津波高（満潮時）】浸水が発生

基本計画変更のポイント

1. 「命を守る」対策と「命をつなぐ」対策の重点化
2. 地震動（強い揺れ）及び火災に伴う被害への対応
3. 巨大な津波に伴う被害への対応
4. 超広域かつ多分野にわたる被害への対応
5. 災害関連死防止のための避難者の生活環境整備等の被災者支援

基本的方針

6. 国内外の社会・経済に及ぼす影響への対応
7. 時間差において発生する地震への対策等の推進
8. 複数の災害等への同時対応（複合災害対策）
9. 主体的に防災対策に取り組む社会の醸成
10. 訓練等を通じた実効性のある対策の推進

11. 防災・減災に関する調査研究・技術開発の推進
12. 総力を結集した対策を推進するための多様な主体との連携強化
13. 地震防災対策の進捗や効果の定期的かつ継続的な把握

※下線：今回の見直しで追加となった項目

新たな目標

- ①被害想定を更新を踏まえた「今後10年の減災目標」を設定
- ②「命を守る」対策、「命をつなぐ」対策（特に重要な施策）について、重点的にモニタリングを実施
- ③目標の対象地域の見直し（全国目標から南海トラフ地震防災対策推進地域を対象とした目標の充実化）

想定される死者数 約29万8千人 から おおむね8割減少
想定される建築物の全壊焼失棟数 約235万棟 から おおむね5割減少
具体目標の数： 48個 → 205個に拡充

①社会全体における防災意識の醸成・総合的な防災体制の構築

- 安全で確実な避難の確保
- 津波ハザードマップの作成・支援及び防災訓練の実施
 - 防災行政無線等の多様な防災情報伝達手段の整備
- 防災教育・防災訓練の充実
- 防災教育の推進
 - NPO・ボランティア団体等民間主体との連携
- 広域連携・支援体制の確立
- ボランティア活動の実施に向けた環境整備
 - 地方公共団体の受援体制の確保
- 後発地震への対応
- 電子基準点網等の耐災害性強化対策 等

②被害の絶対量を減らす取組

- 建築物の耐震化等
- 住宅等の耐震化
 - 家具の固定、ガラス等の飛散防止の対策
- 火災対策
- 電気に起因する出火の防止
- 津波に強い地域構造の構築
- 海岸保全施設整備の推進
 - 避難場所・避難経路の整備
- 総合的な防災力の向上
- 事前復興に向けた取組の充実 等

③ライフライン・インフラの強化

- ライフライン施設の耐震化等
- 発電・送電システムの耐震化等
 - 上下水道施設の耐震化
 - 通信・放送施設の対策
- インフラ施設の耐震化等
- 交通インフラの機能維持に向けた対策
- 基幹交通網の確保
- 早期復旧に向けた体制構築
- 石油コンビナート対策
- 石油コンビナート施設の被害防止 等

④救助体制・救急救命を強化する施策・防災DX

- 救急救命を強化する施策
- 医療施設・社会福祉施設等の耐震化
 - DMATの充実
 - 医療コンテナーの活用
- 救助体制を強化する施策・国による応援組織の充実
- 緊急消防援助隊、消防団等の充実・強化
 - OTEC-FORCE活動の強化
- デジタル技術を活用した防災対策の推進
- 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の推進 等

⑤被災者支援、災害関連死防止の対策

- 避難者等への対応
- 避難所の設備の充実
 - 避難地や救援・救護活動の拠点等となる防災公園の整備・機能強化の推進
 - キッチンカー・トナーハウス等に係る登録制の創設
- 食料・水、生活必需品等の物資の調達
- 備蓄の充実、物資の情報管理の整備
- 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
- 緊急輸送体制の確保
- 燃料の供給対策
- 災害時に備えた燃料供給体制の確保 等

具体的に実施すべき主な対策

推進計画の作成・変更に応じたポイント

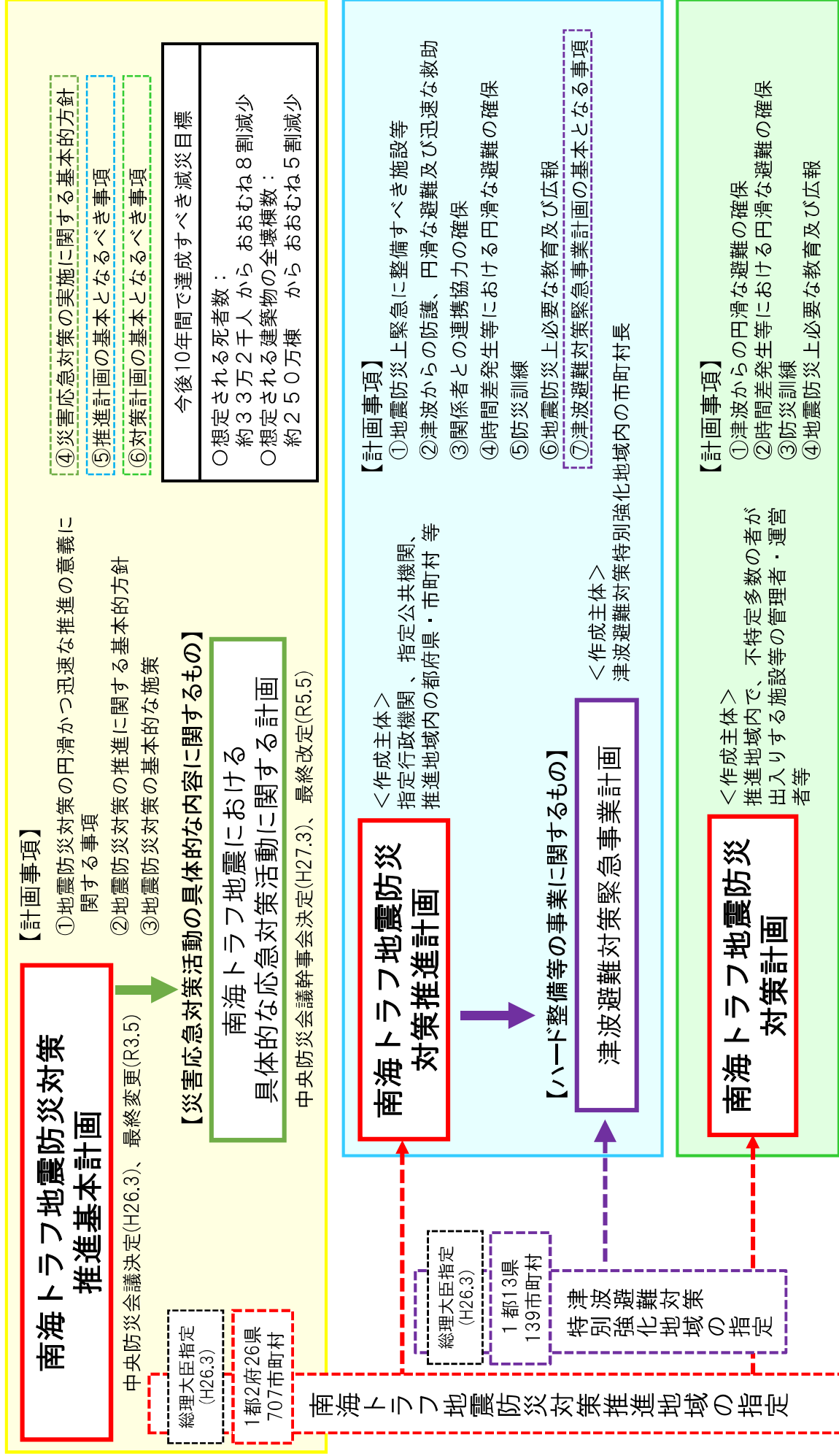
○地域ごとに被災状況を想定したシミュレーション等を実施した上で、「命を守る」対策と「命をつなぐ」対策を重点施策として推進 ※国が協働して推進

南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更 説明資料

内閣府政策統括官（防災担当）

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく地震防災対策の体系

○ 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定があった場合、中央防災会議は「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」を作成するとともに、関係機関は各種計画を作成。



南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更について

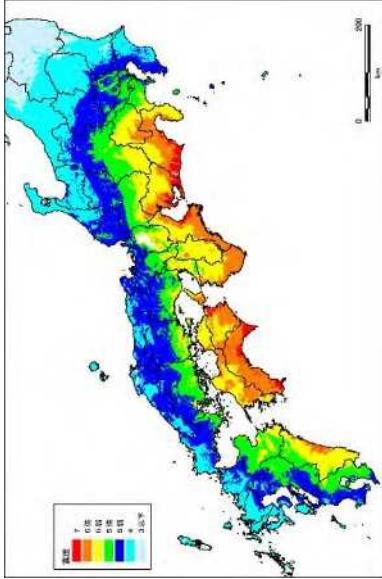
- 南海トラフ地震防災対策推進基本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進のため、中央防災会議が作成し、実施を推進。
- 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループにおける新たな被害想定と、近年の情勢の変化等を踏まえ、見直しを実施（平成26年3月作成、令和元年5月変更、令和3年5月変更）

<新たな被害想定>

	R7被害想定
直接死	約17.7万人～ 約29.8万人 (早期避難意識70%) (早期避難意識20%) ※地震動：陸側、津波ケース①、冬・深夜、風速8m/s
建物倒壊	約7.3万人
津波	約9.4万人～ 約21.5万人 (早期避難意識70%) (早期避難意識20%)
地震火災	約0.9万人
災害関連死	約2.6万人～約5.2万人 ※発災後の状況によっては更なる増加につながるおそれ

南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ報告書（令和3年3月31日報告書とりまとめ）

<想定される震度分布>



神奈川県から鹿児島までの主に太平洋側の広い範囲で震度6弱以上が発生

震度6弱以上の市町村数
601市町村→600市町村

静岡県から宮崎県までの主に沿岸域の一部で震度7が発生

震度7の市町村数
143市町村→149市町村

【南海トラフ地震による被害の特徴】

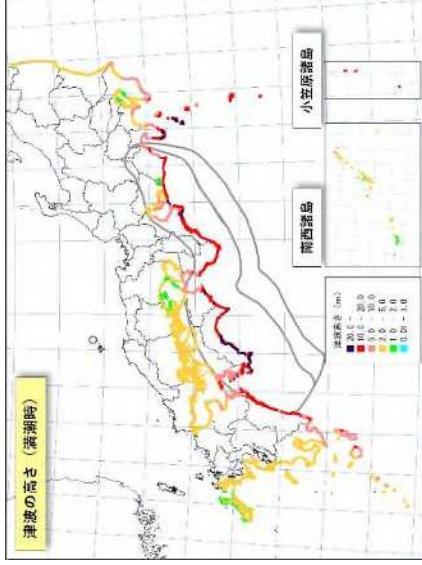
- ① 極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生
- ② 津波の到達時間が極めて短い地域が存在
- ③ 時間差を置いて複数の巨大地震が発生する可能性
- ④ 高齢化や人口減少等の社会的要因に伴う人的・物的資源の減少
- ⑤ 大都市や離島・半島、孤立可能性地域などの地理的特性
- ⑥ ①～⑤から、その被害は広域かつ甚大
- ⑦ 想定される最大規模の地震となった場合、被災の範囲は超広域にわたり、これまで想定されてきた地震とは全く異なる様相の被害が発生

※震度6弱以上又は津波高3m以上となる市町村：

・31都府県の764市町村（面積：全国の約3割、人口：全国の約5割）

※下線：今回の見直しで追加となった項目

<想定される津波高>



【全割れ全11ケースの最大包絡の津波高（満潮時）】

福島県から沖縄県の太平洋側の広い範囲で高さ3m以上の津波が到達

高知県幡多郡黒潮町、土佐清水市で最大約34mの津波

静岡県静岡市、焼津市、和歌山県東牟婁郡太地町、東牟婁郡串本町で1m以上の津波が最短2分で到達

福島県から沖縄県の広い範囲で津波による浸水が発生

南海トラフ地震防災対策推進基本計画の概要

第1章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の意義に関する事項

- 予断を持たずに最悪の被害様相を念頭にいた上で、予防対策、応急対策を検討し、着実に推進することをもちて被害の軽減を図ることが重要

第2章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針

南海トラフ地震の特徴を踏まえ、国、地方公共団体、地域住民等、様々な主体が連携をとって、計画的かつ速やかに以下1～13の防災対策を推進

- 1 「命を守る」対策と「命をつなぐ」対策の重点化
- 2 地震動（強い揺れ）及び火災に伴う被害への対応
- 3 巨大な津波に伴う被害への対応
- 4 超広域かつ多分野にわたる被害への対応
- 5 災害関連死防止のための避難者の生活環境整備等の被災者支援
- 6 国内外の社会・経済に及ぼす影響への対応
- 7 時間差において発生する地震への対策等の推進
- 8 複数の災害等への同時対応（複合災害対策）
- 9 主体的に防災対策に取り組む社会の醸成
- 10 訓練等を通じた実効性のある対策の推進
- 11 防災・減災に関する調査研究・技術開発の推進
- 12 総力を結集した対策を推進するための多様な主体との連携強化
- 13 地震防災対策の進捗や効果の定期的かつ継続的な把握

第3章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的施策

第2章の「基本的方針」を踏まえて、以下1～8の施策を実施。あわせて、各施策に係る具体的な目標及びその達成期間を設定

減災目標 (今後10年間)	想定される死者数 約29万8千人	約29万8千人	から	おおむね8割減少
	想定される建築物の全壊焼失棟数	約235万棟	から	おおむね5割減少

- 1 地震対策
①建築物の耐震化等 ②火災対策 ③土砂災害・地盤災害・液状化対策
④ライフライン・インフラ施設の耐震化等
- 2 津波対策
①津波に強い地域構造の構築 ②安全で確実な避難の確保
- 3 総合的な防災体制
①防災教育・防災訓練の充実 ②NPO・ボランティア団体等民間主体との連携 ③総合的な防災力の向上
④長周期地震動対策
- 4 災害発生時の対応に係る事前の備え
①災害対応体制の構築 ②救助・救急対策 ③医療対策 ④消火活動等
⑤緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 ⑥食料・水、生活必需品等の物資の調達
⑦燃料の供給対策 ⑧避難者等への対応 ⑨帰宅困難者等への対応 ⑩ライフライン・インフラの復旧対策
⑪保健衛生・防疫対策 ⑫遺体対策 ⑬災害廃棄物等の処理対策 ⑭災害情報の収集・共有
⑮災害情報の提供 ⑯社会秩序の確保・安定 ⑰多様な空間の効果的利用の実現
⑱広域連携・支援体制の確立
- 5 被災地内外における混乱の防止
①基幹交通網の確保 ②民間企業等の事業継続性の確保 ③国及び地方公共団体の業務継続性の確保
- 6 多様な発生態様への対応
- 7 様々な地域的課題への対応
①高層ビル、地下街、百貨店、ターミナル駅等の安全確保 ②ゼロメートル地帯の安全確保
③原子力事業所等の安全確保 ④石油コンビナート地帯及び周辺の安全確保
⑤孤立可能性の高い集落への対応 ⑥沿岸部における地場産業・物流への被害の防止及び軽減
⑦文化財・陵墓等の防災対策 ⑧デジタル技術を活用した防災対策の推進
- 8 後発地震への対応

第4章 南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針

発災時には、南海トラフ地震の特徴を踏まえ、以下1～15に留意して災害応急対策を推進

1. 初動体制の確立
2. 広域応援体制の確立
3. 迅速な被害情報の収集
4. 津波からの緊急避難への対応
5. 緊急輸送のための交通の確保
6. 救助・救急、消火活動等の災害応急対策活動
7. 津波火災対策
8. 膨大な傷病者等への医療活動
9. 物資の絶対的な不足への対応
10. ライフライン等の臨時確保・復旧対策
11. 膨大な避難者等への対応
12. 一斉帰宅抑制対策
13. 国内外への適切な情報提供
14. 施設・設備等の二次災害対策
15. 原子力事業所等への対応

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項

指定行政機関及び指定公共機関が防災業務計画において、関係都府県・市町村地方防災会議が地域防災計画において定める「推進計画」に記載すべき事項

1. 重点施策に関する事項
2. 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項
3. 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
(1) 津波からの防護（防潮堤、水門等の管理、自動化、補強等の推進を定める。）
(2) 円滑な避難の確保（地域住民等への情報伝達、避難行動の確保、関係機関のとのべき措置等）
(3) 迅速な救助（消防機関等による救助・救急活動実施体制を定める。）
4. 関係者との連携協力の確保に関する事項
(貨機材、人員等の配備手配、物資の備蓄・調達、帰宅困難者対策等を定める。)
5. 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項
(時間差発生等への対応として後発地震へ備える観点から必要な事項を定める。)
6. 防災訓練に関する事項
(他機関との共同訓練を行うよう配慮、居住者等の協力・参加等を定める。)
7. 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項
(地震・津波の発災時におけるべき行動、備蓄の確保等を含む教育・広報の実施を定める。)
8. 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項
〔国庫負担の高上げが適用される津波避難対策緊急事業についての基本となるべき事項として、津波避難対策の推進に関する基本的な方針及び対策の目標・達成期間を定める。〕

第6章 南海トラフ地震防災対策計画の基本となるべき事項

推進地域内の関係施設管理者、事業者等が定める「対策計画」に記載すべき事項

1. 対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者
〔津波により30cm以上の浸水が想定される区域において、
・病院、劇場、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設を管理・運営する者
・石油等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者
・一般旅客運送事業者（鉄道事業者等）
・学校、社会福祉施設を管理・運営する者
・水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係者
等〕
2. 津波からの円滑な避難の確保に関する事項
3. 時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項
4. 防災訓練に関する事項
5. 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

南海トラフ地震防災対策推進基本計画 変更のポイント①

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針（第2章）

「命を守る」「命をつなぐ」対策の重点化（第1節）

- 事前の対策に費やせる時間には限りがあることから、地震・津波から命と社会を守るための「命を守る」対策と、直接的被害から助かった命や生活を維持するための「命をつなぐ」対策について、重点的に推進

※ 「命を守る」「命をつなぐ」対策については、特に重要な施策として、具体目標（第3章）を定め、重点的にモニタリングを実施し、進捗を図る

超広域かつ多分野にわたる被害への対応（第4節）

- 実効性のある対策を推進するため、被災状況を想定したシミュレーション等の実施と定量的な分析の推進
- 被害の絶対量軽減のための事前の地震対策の推進の徹底
- 適確な状況把握、応急対応のための最新技術の徹底活用

災害関連連死防止のための生活環境整備等（第5節）

- 「場所（避難所）の支援」から「人（避難者）の支援」へ考え方を転換
- 発災直後からの避難者の良好な生活環境の整備
- 応急の生活インフラや保健・医療・福祉の供給体制の確立
- 在宅避難、広域避難の推進

時間差を置いて発生する地震への対策等の推進（第7節）

- 臨時情報発表時に取るべき具体的な行動の事前の検討
- 国、地方公共団体による臨時情報の正確かつ迅速な国民等への伝達
- 臨時情報に係る平時からの周知・広報と、自ら考える意識の醸成
- 後発地震に対する措置の継続的な検討・改善

複数の災害等への同時対応（第8節）

- 暴風・大雨・土砂災害・火山噴火・原子力災害等の複合災害に備えたそれぞれの災害ごとの対策の充実と、より厳しい事象を考慮した対策の実施
- 感染症に備えた避難施設の環境改善の検討

主体的に防災対策に取り組む社会の醸成（第9節）

- 「自らの命は自らが守る」という意識の下、国民主体の取組による防災意識の高い地域社会の構築
- 社会全体での自助・共助・公助による災害対策推進、要配慮者の支援
- 防災・減災に取り組む主体への社会的評価向上の意識醸成

総力を結集した対策を推進するための連携強化（第12節）

- 国、地方公共団体、事業者、NPO、ボランティア等の多様な主体の地域との連携・協力体制の構築
- 平時における各主体間の連携関係の構築と訓練の実施

進捗や効果の定期的かつ継続的な把握（第13節）

- 各種防災対策の進捗状況の把握や課題の共有等を図るため、各分野の専門家の意見を聞きながら、毎年フォローアップを実施
- 必要に応じ、基本計画の見直しを機動的に実施

南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的な施策（第3章）

新たな今後10年の減災目標の設定

- 想定される死者数
: 約29万8千人から おおむね8割減少
- 想定される建築物の全壊焼失棟数
: 約235万棟から おおむね5割減少

※ 備蓄等の地震発生への備えやライフライン・インフラ等の直接的被害の軽減や機能の確保のための取組により、災害関連死や経済的被害を最大限減らすことを目指す

減災目標達成に向けた施策の推進

- 減災目標を達成するための各種施策の推進に当たっては、具体目標を定め進捗状況を把握・評価。
- 具体目標は、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に切り出した目標を新たに設定。
 - ※ 国土強靱化実施中期計画等を踏まえたものを設定
 - ※ 防災対策の進捗や社会状況の変化、技術革新、自然災害等における課題を踏まえ、適宜必要な見直しを実施
- 「命を守る」「命をつなぐ」ために特に重要な施策については、特に重要な具体目標を定めた上で、重点的にモニタリングを実施することで推進。

具体的に実施すべき主な対策

- ① 社会全体における
防災意識の醸成・
総合的な
防災体制の構築

② 被害の絶対量を
減らす取組

③ ライフライン・
インフラの強化

④ 救助体制・
救急救命を強化する
施策・防災DX

⑤ 被災者支援、
災害関連死防止
の対策

具体的に実施すべき主な対策

①社会全体における防災意識の醸成・総合的な防災体制の構築

安全で確実な避難の確保

○ 津波ハザードマップの作成支援及び防災訓練の実施

水害ハザードマップ作成の手引きの普及促進、海底地形データの提供により、市町村の津波ハザードマップの作成支援を行うとともに、防災訓練を実施することで住民の防災意識の向上を促す。

【具体目標】

- ・ 津波災害警戒区域が指定されている市区町村のうち、最大クラスの津波に対応したハザードマップを作成・公表し、避難訓練等を実施した市区町村の割合
＜推進地域（市町村）＞ 100%【R12】

○ 防災行政無線等の多様な防災情報伝達手段の整備

災害時に迅速かつ的確に情報を伝達するため、防災行政無線（同報系）等の多様な防災情報伝達手段（Jアラートによる自動起動機能を含む。）の整備促進を図る。

【具体目標】

- ・ 防災行政無線等の多様な災害情報伝達手段の整備率
＜推進地域（市町村）＞ 100%【R12】

防災教育・防災訓練の充実

○ 防災教育の推進

防災教育の推進により、地域住民及び児童生徒等の防災知識等の普及を図る。

【具体目標】

- ・ 災害安全について指導している学校の割合
＜全国＞ 100%【毎年度】（95.6%【R5】）

NPO・ボランティア団体等民間主体との連携

○ ボランティア活動の実施に向けた環境整備

多様な主体間における連携を促進し、ボランティアが活動するための環境整備を推進する。

【具体目標】

- ・ 都道府県域における災害中間支援組織の設置率
＜推進地域（都府県）＞ 100%【R12】（55%【R5】）

広域連携・支援体制の確立

○ 地方公共団体の受援体制の確保

受援計画作成の手引きの充実や研修の実施により、地方公共団体における受援計画の策定を推進する。

【具体目標】

- ・ 地方公共団体の受援計画の策定率
＜推進地域（市町村）＞ 100%【R15】（80%【R6】）

後発地震への対応

○ 電子基準点網等の耐災害性強化対策

災害発生時においてもデータ品質を維持し安定的に運用するために、耐災害性強化対策を実施する。

【具体目標】

- ・ 電子基準点網における耐災害性強化対策（機器の更新、省電力化、通信回線冗長化等）の完了率
＜推進地域（市町村）＞ 100%【R12】（63%【R5】）

具体的に実施すべき主な対策

②被害の絶対量を減らす取組

建築物の耐震化等

○住宅等の耐震化

耐震性が不十分な住宅・建築物について、耐震診断、耐震改修及び建替え等の耐震化を図るとともに、資金不足等でやむを得ず本格的な耐震改修等を行えない場合でも段階的又は部分的な耐震改修工事の実施、耐震シェルターや耐震ベッド等の導入等を図る。

【具体目標】

- ・居住世帯のある住宅のストック総数のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震性が確保されているものの割合（住宅の耐震化率）
＜推進地域（市町村）（15,000人未満を除く。）＞
- 耐震性が不十分なものをおおむね解消【R17】※（90%【R5】）

※耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指す目標を設定

○家具の固定、ガラス等の飛散防止の対策

対策の普及を図るとともに、ウェブサイト、パンフレット、SNS等の活用や小売業者等との連携等により家具の固定についての周知を図る。

【具体目標】

- ・家具の固定率 ＜全国＞ 60%【R17】（36%【R4】）

火災対策

○電気に起因する出火の防止

大規模地震発生時における通電火災対策を含む電気に起因する出火の防止を図るため、感震ブレーカー等の普及を加速させる。特に危険性の高い木造住宅密集市街地については集中的な取組を行う。

【具体目標】

- ・著しく危険な密集市街地の未解消地区を有する地方公共団体のうち、感震ブレーカーの設置に係る計画で定めた目標をハード対策と一体的に達成した団体の割合
＜推進地域（市町村）＞ 100%【R12】

津波に強い地域構造の構築

○海岸保全施設整備の推進

津波等による浸水から防護するため、海岸保全施設の整備、開口部の水門等の自動化・遠隔操作化、海岸堤防等の耐震化、嵩上げ等を推進する。

【具体目標】

- ・気候変動を踏まえた高潮・津波に対応（必要な堤防高を確保）した海岸堤防等の整備完了率
＜推進地域（市町村）＞ 50%【R12】（42%【R5】）

○避難場所・避難経路の整備

津波避難タワー等の避難場所の整備や、早期避難が可能となるよう、海岸堤防スロープ等の避難経路の整備を推進する。

【具体目標】

- ・災害に強い市街地形成に関する対策を優先的に必要とする地域のうち、対策（津波避難タワー等の整備、不燃化促進、緊急車両アクセス向上、防災機能強化等）が概成した割合
＜推進地域（市町村）＞ 45%【R12】（10%【R5】）

総合的な防災力の向上

○事前復興に向けた取組の充実

復旧・復興ハンドブックの活用による事前復興の検討に関する周知を行うとともに、事前復興まちづくり計画策定の促進を図る。

【具体目標】

- ・事前復興まちづくり計画等の策定完了率
＜推進地域（市町村）＞ 9%【R12】（3%【R6】）

具体的に実施すべき主な対策

③ライフライン・インフラの強化

ライフライン施設の耐震化等

○発電・送電システムの耐震化等

長期的かつ広範囲に電力供給支障が生じないよう、発電・送電システム等の耐震性の向上や供給裕度の確保等を図る。

電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化対策を実施する。

【具体目標】

- ・広域連系系統のマスタープラン※を踏まえた送電網（増強運用容量：875万kW（広域系統整備計画策定時点））の整備完了率

＜全国＞ 100%【R12】

※「広域系統長期方針（広域連系系統のマスタープラン）」（令和5年3月電力広域的運営推進機関）

【具体目標】

- ・電柱倒壊のリスクがある市街地等の第一次緊急輸送道路における無電柱化整備完了率

＜推進地域（市町村）＞ 69%【R12】（62%【R5】）

○上下水道施設の耐震化

上下水道システムの「急所」となる施設の耐震化や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化等を図る。

【具体目標】

- ・給水区域内かつ下水道処理区域内における重要施設のうち、接続する水道・下水道の管路等の両方が耐震化されている重要施設の割合

＜推進地域（都府県）＞ 32%【R12】（12%【R5】）

○通信・放送施設の対策

通信インフラについて、ネットワークの多重化、非常用発電施設の整備等の対策を進める。

【具体目標】

- ・災害対策本部の周辺等、強靱化が求められる基地局における整備完了率

＜推進地域（都府県）＞ 100%【R16】

インフラ施設の耐震化等

○交通インフラの機能維持に向けた対策

道路、鉄道、港湾、空港における発災後の機能維持に向けて、施設の耐震化や津波からの浸水対策等の取組を進める。

【具体目標】

- ・緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率
＜推進地域（市町村）＞ 90%【R12】（84%【R5】）

基幹交通網の確保

○早期復旧に向けた体制構築

ライフライン、インフラの早期復旧のため、要員の確保や資機材の配備、情報提供方法等をあらかじめ計画しておくなど、復旧体制の充実を図る。

【具体目標】

- ・道路法に基づく道路啓開計画に位置付けられた道路啓開訓練実施率
＜推進地域（7ブロック）＞ 100%【R8】

石油コンビナート対策（長周期地震動対策）

○石油コンビナート施設の被害防止

石油コンビナート施設の長周期地震動に対する耐震化を引き続き維持する。
石油コンビナート等におけるレベル2の津波対策に資するインフラ整備を進める。
くわえて、レベル2の津波による浸水が想定される製油所等で、漂流物対策の実施が必要な場所を特定するための調査を行い、当該結果を踏まえて石油コンビナートの強靱化を推進する等、対策の具体化を検討し、大規模火災・海洋汚染の防止及び経済活動の維持・継続を図る。

【具体目標】

- ・屋外タンクの長周期地震動に対する耐震化率
＜推進地域（都府県）＞ 100%【毎年度】（100%【R6】）

具体的に実施すべき主な対策

④ 救助体制・救急救命を強化する施策・防災DX

救急救命を強化する施策

○医療施設・社会福祉施設等の耐震化

災害時の医療の拠点となる災害拠点病院及び救命救急センターのみならず、一般病院・診療所や社会福祉施設等の耐震性が不十分な建物について、耐震補強や非構造部材の対策を図る。

【具体目標】

- ・ 災害拠点病院等（災害拠点病院、救命救急センター及び二次救急医療機関）の耐震化率
＜推進地域（都府県）＞ 100%【R23】（82%【R4】）

○DMATの充実

DMATの養成や、DMAT事務局の体制を強化する。

【具体目標】

- ・ 各災害拠点病院におけるDMAT保有率（基幹災害拠点病院2チーム以上又は地域災害拠点病院1チーム以上）
＜全国＞ 100%【毎年度】（100%【R6】）

○医療コンテナの活用

可動性のある医療コンテナの整備充実を図る。

【具体目標】

- ・ 可動性のある医療コンテナを有する三次医療圏の割合
＜推進地域（都府県）＞ 100%【R12】※（66%【R6】）

※ 災害時の活用方法について厚生労働科学研究等を通じ検討を進めつつ、R12以降も各都道府県全体で各二次医療圏1基以上に相当する個数の医療コンテナ（災害時に利用可能な可動性を有するもの）の保有を目指す等導入拡大を図る。

救助体制を強化する施策・国による応援組織の充実

○緊急消防援助隊、消防団等の充実・強化

緊急消防援助隊の消防部隊等の増強や必要な車両等の整備・更新を図るとともに、航空部隊の充実を図る。

【具体目標】

- ・ 緊急消防援助隊のうち、特に整備が必要な車両・資機材（特殊装備車両、後方支援車両、情報共有資機材等）を備えた緊急消防援助隊の割合
＜全国＞ 100%【R10】（92%【R6】）

○TEC-FORCE活動の強化

TEC-FORCE活動計画を策定し、迅速な派遣が実施できる体制を構築する。また、TEC-FORCE活動計画に基づき迅速に活動できるよう、人材の育成や実践的な防災訓練の実施等のTEC-FORCEの災害対応能力向上を図る。

【具体目標】

- ・ TEC-FORCEによる被災状況把握等の高度化（DiMAPSをはじめとした情報集約ツールの開発等）への対応（訓練・研修・講習の受講）完了率
＜全国＞ 100%【R12】（16%【R5】）

デジタル技術を活用した防災対策の推進

○新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の推進

関係機関の防災情報システムとのデータ自動連携により迅速に情報を集約・共有する防災デジタルプラットフォームを構築する。

【具体目標】

- ・ 地方公共団体等における新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の利用率
＜全国（本システムの利用者である省庁、地方公共団体、指定公共機関）＞ 100%【R12】

具体的に実施すべき主な対策

⑤被災者支援、災害関連死防止の対策

避難者等への対応

○避難所の設備の充実

避難所の環境整備を推進する。

【具体目標】

- ・スフィア基準を満たす避難所を設置するために必要となるトイレ、ベッド等の災害用物資・資機材の備蓄を行っている市区町村の割合

<全国> 100%【R12】※

※ 令和6年12月に改定した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月内閣府）等を踏まえ、今後、スフィア基準に適合するために必要となる災害用物資・資機材の市区町村による備蓄状況を確認する。

○避難地や救援・救護活動の拠点等となる防災公園の整備・機能強化の推進

地震災害に対応した防災公園の整備により、災害発生時の避難地としての機能を確保する。

【具体目標】

- ・広域防災拠点・地域防災拠点・広域避難地となる防災公園における災害時に活用可能な給水施設の確保率

<推進地域（市町村）> 50%【R12】※（31%【R4】）

※ ソフト施策により災害時の給水機能が確保され得ることを考慮し、半数の都市公園で非常用井戸等の整備により災害時の給水機能を確保することとして目標を設定

○キッチンカー・トレーラーハウス等に係る登録制度の創設

災害時に活用可能なキッチンカー、トイレカー、ランドリーカー等の移動型車両・コンテナ等を被災地のニーズに応じて迅速に提供するため、所在情報の一元化などを推進する。

【具体目標】

- ・被災地の支援に向けたキッチンカー・トレーラーハウスの登録制度に登録された車両数

<全国> 1,000台【R12】※

※ 関係者へのヒアリング等から、登録制度の登録対象となり得ると想定される車両数

食料・水、生活必需品等の物資の調達

○備蓄の充実、物資の情報管理の整備

地方公共団体や住民等における備蓄の充実を進めるとともに、備蓄物資や応援物資等に関する情報管理の仕組みを整備する。

【具体目標】

- ・地方公共団体における新物資システム（B-PLo）の操作訓練参加率
<推進地域（都府県）> <推進地域（市町村）> 100%【R12】

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

○緊急輸送体制の確保

発災時の緊急輸送体制を確保するための対策を推進する。

【具体目標】

- ・全国の市区町村と物流事業者団体との間の支援物資物流に関する協力協定の締結完了率
<全国> 100%【R17】（62%【R6】）

燃料の供給対策

○災害時に備えた燃料供給体制の確保

災害時に地域の燃料供給拠点となるサービスステーションの機能が確保されるよう災害対応訓練を実施する。

避難所となり得る施設や避難困難者が多数生じる施設への軽油やLPガス等の燃料の自衛的な備蓄等を促進する。

【具体目標】

- ・地域の燃料供給拠点となるサービスステーションにおける災害対応訓練実施率
<推進地域（都府県）> 100%【R12】

南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項（第5章）

○「命を守る」対策と「命をつなぐ」対策を重点施策として推進

- ・事前の対策に費やせる時間と内容に限りがあることから、地域特性を踏まえた上で、直接死者数と災害関連死者数を減らす取組の中から、おおむね10年間で完遂するべき「重点施策」を具体的に定め推進する。

○地域ごとには被災状況を想定したシミュレーションやそれに基づく定量的分析等の実施

- ・局所的な地震とは異なる被害様相やそれに伴う対応が必要になる可能性があることから、被災状況を想定したシミュレーションなどを実施した上で、定量的な分析などを行うことで対策の実効性を高める。

○国による必要な支援の実施

- ・推進計画の実効性を高めるため、国が必要な支援を実施

※ 国は、地方公共団体が実施する南海トラフ地震防災対策推進計画の実効性を高め、「命を守る」「命をつなぐ」対策の実施を加速するため、地方公共団体との協働により、地域特性に応じた被災状況のシミュレーションや、それを踏まえた施策ごと・地域ごとの定量的な分析を通じ、各地域の重点施策の推進を図る。

○資機材・人員等の配備手配

- ・民間施設の利用、ボランティア等の多様な主体との連携、複合災害による災害対応の長期化への対応

○避難場所及び避難所の運営や物資の備蓄・調達

- ・食事・トイレ・寝床等の生活必需品の確保、要配慮者への支援等（避難生活環境の向上による災害関連死防止）
- ・女性等の多様なニーズ、孤立する可能性がある地域等に応じた備蓄の推進

○臨時情報に係る対応の周知

- ・外国人を含め、臨時情報に係る適確・迅速な情報提供の実施

～中央防災会議のワーキンググループによる想定(R7.3)、関係都府県の意見、中央防災会議の答申をもとに、地域指定を実施～

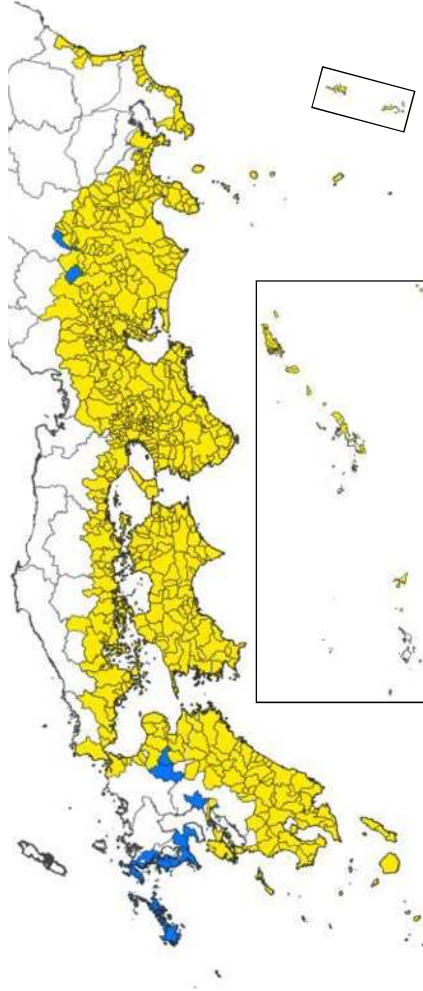
南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ地震が発生した場合に、**著しい地震災害が生じるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、南海トラフ地震防災対策推進地域（推進地域）**として指定。（法第3条第1項）

＜指定基準の概要＞

- 震度 6 弱以上の地域
- 津波高 3 m 以上で海岸堤防が低い地域
- 過去の被災履歴への配慮、防災体制の確保

1都2府27県723市町村（今回**16市町村**を追加指定する案）



神奈川県(1市追加)	綾瀬市
長野県(2市町村追加)	塩尻市、王滝村
長崎県(8市町村追加)	長崎市、佐世保市、諫早市、平戸市、五島市、西海市、雲仙市、新上五島町
熊本県(2市町村追加)	熊本市、氷川町
大分県(2市町村追加)	日田市、玖珠町
沖縄県(1村追加)	今帰仁村

■ H26指定
■ 今回追加指定

※指定行政機関、指定公共機関、推進地域内の都府県・市町村等は、「南海トラフ地震防災対策推進計画」を作成。
※推進地域内で、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者・運営者等は、「南海トラフ地震防災対策計画」を作成。

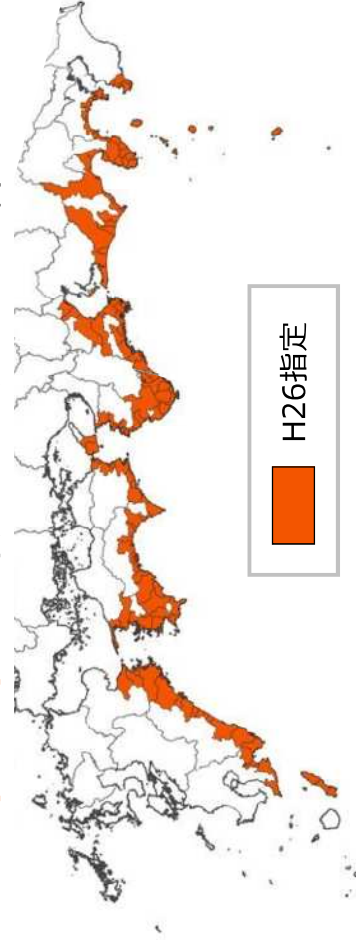
南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い津波が発生した場合に**特に著しい津波災害が生じるおそれがあるため、津波避難対策を特別に強化すべき地域を、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（特別強化地域）**として指定。（法第10条第1項）

＜指定基準の概要＞

- 津波により30cm以上の浸水が地震発生から**30分以内**に生じる地域（地震の揺れに伴う堤防の沈下等の設定による津波到達前の浸水はみなさない）
- 特別強化地域の候補市町村に挟まれた沿岸市町村
- 同一府県内の津波避難対策の一体性の確保（浸水深、浸水面積等の地域の実情を踏まえ、津波避難の困難性を考慮）

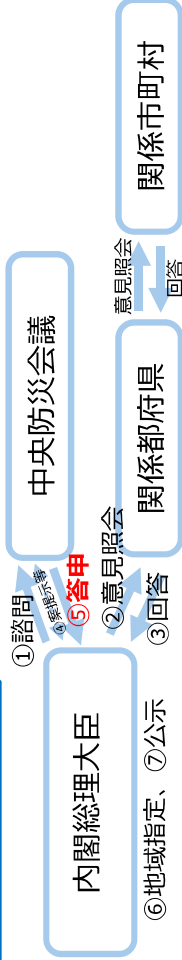
1都13県139市町村（今回追加指定等なしの案）



■ H26指定

※関係市町村は、「津波避難対策緊急事業計画」を作成。
※津波避難場所等の整備事業の補助等の高上げあり(国の負担割合2/3)。

指定までの流れ



南海トラフ地震防災対策推進地域指定市町村一覧

茨城県	水戸市、日立市、ひたちなか市、鹿嶋市、神栖市、鉾田市、東茨城郡大洗町、那珂郡東海村
千葉県	銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、同郡横芝光町、長生郡一宮町、同郡長生村、同郡白子町、夷隅郡御宿町、安房郡鋸南町
東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
神奈川県	横浜市横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡中井町、同郡大井町、同郡松田町、同郡山北町、同郡開成町、足柄下郡箱根町、同郡真鶴町、同郡湯河原町
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡早川町、同郡身延町、同郡南部町、同郡富士川町、中巨摩郡昭和町、南都留郡道志村、同郡西桂町、同郡忍野村、同郡山中湖村、同郡鳴沢村、同郡富士河口湖町
長野県	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、塩尻市、南佐久郡川上村、同郡南牧村、諏訪郡下諏訪町、同郡富士見町、同郡原村、上伊那郡辰野町、同郡箕輪町、同郡飯島町、同郡南箕輪村、同郡中川村、同郡宮田村、下伊那郡松川町、同郡高森町、同郡阿南町、同郡阿智村、同郡平谷村、同郡根羽村、同郡下條村、同郡売木村、同郡天龍村、同郡泰阜村、同郡喬木村、同郡豊丘村、同郡大鹿村、木曽郡上松町、同郡南木曽町、同郡王滝村、同郡大桑村、同郡木曽町
岐阜県	岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、羽島郡岐南町、同郡笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町、同郡関ヶ原町、安八郡神戸町、同郡輪之内町、同郡安八町、揖斐郡揖斐川町、同郡大野町、同郡池田町、本巣郡北方町、加茂郡坂祝町、同郡富加町、同郡川辺町、同郡七宗町、同郡八百津町、同郡白川町、同郡東白川村、可児郡御嵩町
静岡県 (全域)	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、賀茂郡東伊豆

	町、同郡河津町、同郡南伊豆町、同郡松崎町、同郡西伊豆町、田方郡函南町、駿東郡清水町、同郡長泉町、同郡小山町、榛原郡吉田町、同郡川根本町、周智郡森町
愛知県 (全域)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、愛知郡東郷町、西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町、同郡扶桑町、海部郡大治町、同郡蟹江町、同郡飛島村、知多郡阿久比町、同郡東浦町、同郡南知多町、同郡美浜町、同郡武豊町、額田郡幸田町、北設楽郡設楽町、同郡東栄町、同郡豊根村
三重県 (全域)	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、桑名郡木曽岬町、員弁郡東員町、三重郡菰野町、同郡朝日町、同郡川越町、多気郡多気町、同郡明和町、同郡大台町、度会郡玉城町、同郡度会町、同郡大紀町、同郡南伊勢町、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡御浜町、同郡紀宝町
滋賀県 (全域)	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、蒲生郡日野町、同郡竜王町、愛知郡愛荘町、犬上郡豊郷町、同郡甲良町、同郡多賀町
京都府	京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町、綴喜郡井手町、同郡宇治田原町、相楽郡笠置町、同郡和束町、同郡精華町、同郡南山城村
大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡島本町、豊能郡豊能町、泉北郡忠岡町、泉南郡熊取町、同郡田尻町、同郡岬町、南河内郡太子町、同郡河南町、同郡千早赤阪村
兵庫県	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、加西市、南あわじ市、淡路市、加東市、たつの市、加古郡稲美町、同郡播磨町、揖保郡太子町
奈良県 (全域)	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山辺郡山添村、生駒郡平群町、同郡三郷町、同郡斑鳩町、同郡安堵町、磯城郡川西町、同郡三宅町、同郡田原本町、宇陀郡曽爾村、同郡御杖村、高市郡高取町、同郡明日香村、北葛城郡上牧町、

	同郡王寺町、同郡広陵町、同郡河合町、吉野郡吉野町、同郡大淀町、同郡下市町、同郡黒滝村、同郡天川村、同郡野迫川村、同郡十津川村、同郡下北山村、同郡上北山村、同郡川上村、同郡東吉野村
和歌山県 (全域)	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、海草郡紀美野町、伊都郡かつらぎ町、同郡九度山町、同郡高野町、有田郡湯浅町、同郡広川町、同郡有田川町、日高郡美浜町、同郡日高町、同郡由良町、同郡印南町、同郡みなべ町、同郡日高川町、西牟婁郡白浜町、同郡上富田町、同郡すさみ町、東牟婁郡那智勝浦町、同郡太地町、同郡古座川町、同郡北山村、同郡串本町
岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気郡和気町、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、小田郡矢掛町
広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡府中町、同郡海田町、同郡熊野町、同郡坂町、豊田郡大崎上島町
山口県	下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、山陽小野田市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町、熊毛郡上関町、同郡田布施町、同郡平生町
徳島県 (全域)	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦郡勝浦町、同郡上勝町、名東郡佐那河内村、名西郡石井町、同郡神山町、那賀郡那賀町、海部郡牟岐町、同郡美波町、同郡海陽町、板野郡松茂町、同郡北島町、同郡藍住町、同郡板野町、同郡上板町、美馬郡つるぎ町、三好郡東みよし町
香川県 (全域)	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、小豆郡土庄町、同郡小豆島町、木田郡三木町、香川郡直島町、綾歌郡宇多津町、同郡綾川町、仲多度郡琴平町、同郡多度津町、同郡まんのう町
愛媛県 (全域)	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、越智郡上島町、上浮穴郡久万高原町、伊予郡松前町、同郡砥部町、喜多郡内子町、西宇和郡伊方町、北宇和郡松野町、同郡鬼北町、南宇和郡愛南町
高知県 (全域)	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、安芸郡東洋町、同郡奈半利町、同郡田野町、同郡安田町、同郡北川村、同郡馬路村、同郡芸西村、長岡郡本山町、同郡大豊町、土佐郡土佐町、同郡大川村、吾川郡いの町、同郡仁淀川町、高岡郡中土佐町、同郡佐川町、同郡越知町、同郡梶原町、同郡日高村、同郡津野町、同郡四万十町、幡多郡大月町、同郡三原村、同郡黒潮町
福岡県	北九州市、行橋市、豊前市、京都郡苅田町、築上郡吉富町、同郡築上町

長崎県	長崎市、佐世保市、諫早市、平戸市、五島市、西海市、雲仙市、南松浦郡新上五島町
熊本県	熊本市、宇城市、阿蘇市、天草市、阿蘇郡高森町、上益城郡山都町、八代郡氷川町、球磨郡多良木町、同郡湯前町、同郡水上村、同郡あさぎり町、天草郡苓北町
大分県 (全域)	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、東国東郡姫島村、速見郡日出町、玖珠郡九重町、同郡玖珠町
宮崎県 (全域)	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、北諸県郡三股町、西諸県郡高原町、東諸県郡国富町、同郡綾町、児湯郡高鍋町、同郡新富町、同郡西米良村、同郡木城町、同郡川南町、同郡都農町、東臼杵郡門川町、同郡諸塚村、同郡椎葉村、同郡美郷町、西臼杵郡高千穂町、同郡日之影町、同郡五ヶ瀬町
鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、鹿児島郡三島村、同郡十島村、薩摩郡さつま町、出水郡長島町、姶良郡湧水町、曾於郡大崎町、肝属郡東串良町、同郡錦江町、同郡南大隅町、同郡肝付町、熊毛郡中種子町、同郡南種子町、同郡屋久島町、大島郡大和村、同郡宇検村、同郡瀬戸内町、同郡龍郷町、同郡喜界町、同郡徳之島町、同郡天城町、同郡伊仙町、同郡和泊町、同郡知名町、同郡与論町
沖縄県	名護市、糸満市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡国頭村、同郡東村、同郡今帰仁村、島尻郡与那原町、同郡渡嘉敷村、同郡座間味村、同郡南大東村、同郡北大東村、同郡伊平屋村、同郡八重瀬町、宮古郡多良間村

※ 令和7年7月1日現在

計 1都2府27県723市町村

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域指定市町村一覧

千葉県	館山市、南房総市、安房郡鋸南町
東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村
神奈川県	横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、三浦郡葉山町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄下郡真鶴町、同郡湯河原町
静岡県	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、伊東市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、袋井市、下田市、湖西市、伊豆市、御前崎市、牧之原市、賀茂郡東伊豆町、同郡河津町、同郡南伊豆町、同郡松崎町、同郡西伊豆町、榛原郡吉田町
愛知県	豊橋市、田原市、知多郡南知多町
三重県	津市、四日市市、伊勢市、松阪市鈴鹿市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、同郡川越町、多気郡明和町、度会郡大紀町、同郡南伊勢町、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡御浜町、同郡紀宝町
兵庫県	洲本市、南あわじ市
和歌山県	和歌山市、海南市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、有田郡湯浅町、同郡広川町、日高郡美浜町、同郡日高町、同郡由良町、同郡印南町、同郡みなべ町、西牟婁郡白浜町、同郡すさみ町、東牟婁郡那智勝浦町、同郡太地町、同郡古座川町、同郡串本町
徳島県	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、海部郡牟岐町、同郡美波町、同郡海陽町、板野郡松茂町
愛媛県	宇和島市、八幡浜市、西予市、西宇和郡伊方町、南宇和郡愛南町
高知県	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、安芸郡東洋町、同郡奈半利町、同郡田野町、同郡安田町、同郡芸西村、高岡郡中土佐町、同郡四万十町、幡多郡大月町、同郡黒潮町
大分県	大分市、佐伯市、臼杵市、津久見市
宮崎県	宮崎市、延岡市、日南市、日向市、串間市、児湯郡高鍋町、同郡新富町、同郡川南町、同郡都農町、東臼杵郡門川町
鹿児島県	西之表市、志布志市、曾於郡大崎町、肝属郡東串良町、同郡南大隅町、同郡肝付町、熊毛郡中種子町、同郡南種子町

※ 平成26年3月28日現在（令和7年7月1日中央防災会議の答申にて、変更なし）

計 1都13県139市町村